

平成 19 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6 4 6 0 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員
堀 田 正 君
(電話番号 0 3 - 6 2 1 5 - 9 9 5 5)

知的財産高等裁判所への控訴を受けた件に関するお知らせ

当社子会社、サミー株式会社がアルゼ株式会社より東京地方裁判所に提起されていた特許権侵害訴訟は平成 19 年 5 月 22 日付けにて、サミー株式会社の全面勝訴の判決を得ておりますが、本日、知的財産高等裁判所より、アルゼ株式会社からの控訴状の送付を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴人

- (1) 名 称 アルゼ株式会社
- (2) 所 在 地 東京都江東区有明 3 丁目 1 番地 25
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 余語 邦彦
- (4) 控 訴 提 起 日 平成 19 年 6 月 4 日

2. 経緯

アルゼ株式会社が、サミー株式会社の回胴式遊技機(パチスロ機)「北斗の拳」がアルゼ株式会社の特許権 2 件(特許第 3069092 号および特許第 3708056 号)を侵害しているとして、平成 17 年 12 月 27 日付けにて、210 億円の損害賠償を求め、サミー株式会社を被告として訴訟を提起、平成 19 年 5 月 22 日付けにて下記判決が言渡されたもの。

- 1. 原告の請求をいずれも棄却する
- 2. 訴訟費用は原告の負担とする。

3. 今後の見通し

サミー株式会社は、第一審判決にて認められたように、特許権の侵害にはあたらないものと確信しており、控訴審においても正当性を主張して争っていく方針です。

訴訟の推移によっては当社の業績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は軽微なものと考えております。

以 上